

PARK(ing)Day YAMAGARA ご質問及び回答の公表

ご質問	回答
<p>無償で自家製ドリンクを提供する場合、取得が必要な許可などはありますでしょうか？ (具体的には自作の梅シロップを炭酸水で割ったジュースです。)</p> <p>営利行為を行わない、自分の趣味のものを広げた休憩スペースを開設し、そこで来てくれた人に振る舞うような状況を想定しています。よろしくお願いします。</p>	<p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>一般的には、無償提供の場合は臨時飲食店営業許可等は不要であると考えますが、事前に山形市保健所にご相談ください。なお、「参加の手引き」の10ページにて、「参加者が実施する取組について、自身の取組実施にあたり生じる責任及びリスクは、参加者が負うもの」としておりますので、適切な手続き、ご準備をお願いします。</p> <p>9月には事務局への個別相談も設けておりますので、エントリーいただいた後でも不安点等について質問・確認もできますのでご安心ください。</p> <p>ご参加いただけることをお待ちしております。</p>